警察における行政手続のオンライン化

資料2-1 資料2-2 (別添)

オンライン化に向けた取組

行政手続のオンライン化に対するニーズ^{*1}を受け、庁内に検討体制を整備^{*2}し、警察における行政手続のオンライン化を検討中

- ※1経済4団体から、道路使用許可申請の電子化・非対面化等が要望
- ※2 本年5月にデジタル化施策に関する検討会を立ち上げ、その下に本年9月に「行政手続オンライン化タスクフォース」を設置

今後の取組

- ▶ 共通基盤^{※3}を利用した行政手続のオンライン化システム構築に向け、R3年度に<u>調査研究を実施予定</u>
- ▶ 上記システムが完成するまでの間、国民からの要望が高い手続を対象にオンライン申請を受け付ける 試行的ポータルサイトを構築予定(R3年度の早い段階にサービス開始するべく準備中)
 - ※3 警察庁と都道府県警察が各々整備してきたシステムを集約し、必要な機能を都道府県警察に提供するための共通の基盤として 警察庁が整備するシステム(令和2年度から整備を開始)



今後併せて検討する事項

- エンドツーエンドでのデジタル化のため、**キャッシュレスでの手数料納付方法**の導入
- **添付書類の合理化**による利用者の負担軽減

地方公共団体のデジタル化(道路使用許可)

制度の趣旨・概要

- ▶ 道路使用許可は、道路の特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度
- ▶ 対象となる行為は、工事や作業、工作物の設置等から、イベントやマラソン等の路上競技、ロケ撮影等まで、多種多様
- ▶ 多種多様な行為が安全・円滑に行われるよう、実施方法や合意形成等について事前に調整するとともに、必要な交通規制や 周辺道路の信号制御の調整等、必要な対策を実施

B P R の 推 進

道路使用許可の**道路の特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るという制度の趣旨**を踏まえると、

- □ 許可手続を迅速・円滑に行うためには、大規模・複雑等の多様な道路使用行為には事前調整が 不可欠であるため、事前調整のデジタル化が必要
- □ 個別の案件に応じて、確認すべき書類の範囲に差があるものの、交通の安全・円滑の確保という観点から真に必要なものに限られるよう、見直しについて検討



エンドツーエンドでのデジタル化

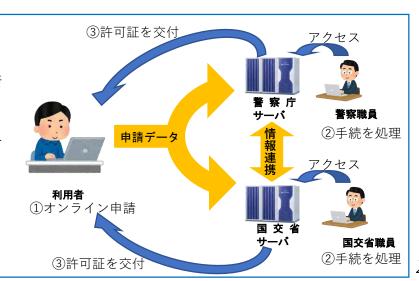
□ 関連性のある手続との連携

法令上は一括して行うことができる道路使用許可・道路占用許可の申請 について、オンラインでの連携に向けて検討

沿道飲食店の路上利用については、道路使用許可で確認する項目を国土 交通省HPに掲載し、申請者に周知する予定

ロ 許可証の交付手続

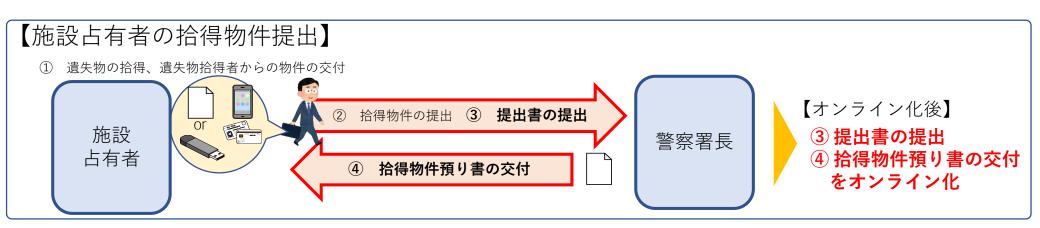
許可証のオンラインによる交付についても検討(偽変造対策も必要)



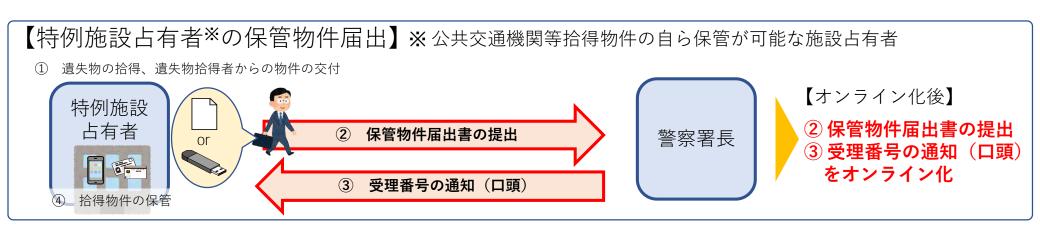
地方公共団体のデジタル化(遺失物関係)

遺失物関係手続のオンライン化

遺失物関係手続は、共通基盤に移行・集約し、R4年度末から一部府県においてオンライン化し、 順次拡大



→ オンライン化により書類やUSBの作成・携帯等が不要に



オンライン化により警察署への往復が不要に